

共同作業場施設の老朽化に伴う大規模改修に対する財源措置について

近 畿 部 会 提 出

田辺市では、地域における就労の場の確保を目的として、同和対策事業により、昭和58年度から共同作業場の建設に着手し、現在6か所の共同作業場を設置している。

国においては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月31日をもって失効したことから、一般施策において地域における就労対策の拠点施設として、各共同作業場の円滑な運営を図る観点から、従業員や協力企業、町内会及び行政が一体となった運営委員会を組織し、作業場での良好な労働環境の構築に鋭意努めているところである。

一方、共同作業場施設の経年劣化に対する取組については、和歌山県のみならず全国的にも一般施策として必要最小限の改修にとどまっているのが実情であると思慮されるところから、今後、当該施設の老朽化がより一層進む中、長期的視点に立った適正な維持管理、長寿命化を図るための抜本的な対策がまさに喫緊の課題でもある。

以上のことから、下記について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 共同作業場施設の老朽化に伴う大規模改修に対する国の支援制度（地方改善施設整備費補助金）の拡充を図ること。